

平成25年第3回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成25年6月27日 開会

平成25年6月27日 閉会

東吾妻町議会

## 平成25年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

### 第1号（6月27日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○議案第2号～議案第6号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	20
○議案第7号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	22
○議案第8号～議案第11号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	26
○発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	38
○閉会の宣告	41
○署名議員	42

## 平成25年東吾妻町議会第3回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成25年6月27日(木) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 東吾妻町職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 第 4 議案第 2号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 3号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 4号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5号 東吾妻町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7号 物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)
- 第10 議案第 8号 工事請負契約の締結について(東吾妻町給食センター建設工事 建築工事)
- 第11 議案第 9号 工事請負契約の締結について(東吾妻町給食センター建設工事 機械設備工事)
- 第12 議案第10号 工事請負契約の締結について(東吾妻町給食センター建設工事 電気設備工事)
- 第13 議案第11号 物品購入契約の締結について(東吾妻町給食センター 厨房機器購入)
- 第14 発議第 1号 東吾妻町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	橋爪英夫君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	菅谷光重君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	中井充君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 係	水出悟
--------	------	-------------	-----

---

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ここに、平成25年第3回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の臨時会は、条例関係7件、工事請負契約の締結についてなど契約関係5件の計12件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思っております。

簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますようあわせてお願い申し上げます。

---

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成25年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨のうっとうしい日が続きますが、議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会では、東吾妻町職員の給与の臨時特例に関する条例についてなど条例関係6件、地方自治法第96条第1項第5号の規定による工事請負契約及び物品購入契約についてなど契約関係5件を提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成25年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、11番、須崎幸一議員、12番、浦野政衛議員、13番、一場明夫議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定しました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町職員の給与の臨時特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 東吾妻町職員の給与の臨時特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請の閣議決定がなされました。この閣議決定については、異議があるところではございますが、実際に交付税が削減されると、町民サービスに影響を与えるため、本意ではございませんが、職員給与を削減するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

東吾妻町職員の給与の臨時特例に関する条例につきましては、国の要請により、交付税等の減額相当額を職員給与で削減するための条例でございます。

内容といたしましては、町の職員214名の給与を平成25年7月1日から平成26年3月31日まで1、2級職員27人は2%、3、4級の職員113人は4%、5、6級の職員73人は6%、医療職給料表適用職員1名は6%を給料月額より減額する規定でございます。

第2条第2項以降は、退職者等についても同様に減額を行う規定でございます。

第5条は、給料月額が算出基礎となる手当については、適用しない規定でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 国に準じてという先ほど町長の説明がありましたが、町長自身もそ

れについては異議があるという言葉と、本意ではないが削減するというお言葉で先ほど提案されましたけれども、私も今回のこのやり方というのが正直言って適正かどうか理解できない一人なんです。それでも町長やろうとしているんですけれども、今回のやり方は本当に適切だと町長判断しているんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、説明も申し上げましたように、国の要請によりということでございまして、自治体の給与につきましては、国から指示が出るようなことは、なかなか県内の首長全員が納得できないという考えでございまして。

しかし、群馬県におきましても、県の職員の給与、議員さんの給与等を減額をし、県内の各市町村におきましても、それに追随する自治体が大方でございまして。このような中で、東吾妻町といたしましても、郡内の町村の動向を見ながら今回の決定となったところでございまして。今回は7月1日から来年の3月31日までという期間限定でございましてけれども、非常に心苦しいわけではございますが、職員にもこの状況をご理解いただいて、変わりない行政サービスを行っていただくよう要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 先ほどの総務課長の説明ですと、要するに交付税が減額される分を補填するために職員の給与を削減するという説明だったと思いますが、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 交付税の算定につきましては、まだ確定ではございませんけれども、費用単価の削減等で削減率等が大体概算でわかっておりますので、その金額について削減していきたいというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですね。企画で資料をいただいたものでいくと、現時点ではまだイメージであるんですね。8月になるとある程度確定してくるんです。そうすると、私がこの間総務の常任委員会でも言ったんですけれども、そんなに慌てないでもう少し職員だけでなく特別職も議員も含めたりいろいろする中で、ほかにも削減案があるかもしれませんので、そういったものを踏まえてやったほうがいいのではないですかという、ある意味提案みたいな話をしたんですけれども、もうちょっと待ってから、もうちょっとバランスよくや

ろうという考え方というのはなかったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今回の減額部分については、概算ではございますが、ある程度確定というか、わかっているということございまして、これを期間を短くすることによりますと、各職員の給料月額からの削減額が大きくなるということもございますので、期間は9カ月でできればお願いしたいということで、今回の提案ということになっております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 国の法律で定めているものは、その他付則で多分これだと思いますが、自主的かつ適切に対応というふうに書いてあるんです。別にその間でしなくたっていいわけでしょう。要するにほかの財源でその点を補填できる部分がうまくいければ、職員にそれだけ負わせなくても済む話だと思うんですよね。なぜこんなことを言っているのかというと、その負担を職員だけに押しつけるような今回提案になっていますので、その辺のところをもうちょっと配慮するべきだったのではないかということが聞いたかったですけれども、町長、そういう考えはなかったですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり今総務課長のほうからご説明もございました。7月1日から行うことによりまして、各月の職員の給与の減額額が大きくなるのを避けるということもございますし、郡内の町村とのバランス等も考えて、これを決定したところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 郡内の町村のバランスという話も確かに今ありましたけれども、聞いた話だと、今のところまだ予定していないのは、草津と孺恋だという話のようでしたけれども、ほかはやる予定でいる、高山はもう既に決めてあるという話は聞いていますけれども、そういう意味でいうと、そんなに慌てなくてもよかったのかというのが正直な気持ちです。

多分この根拠となっているのがこの間ちょっと資料でいただいた交付税がイメージでいくと5,627万8,000円ですか、このくらい削られるだろうと、平成22年の国調人口を基準にして、それ以降職員を削減したり給与の減額をした、そういう実績を見た部分で、元気づくり推進費という形で2,146万円が交付される予定ですと、その差し引きの3,090万8,000円ですか、この辺をイメージして多分削るという話をしていると思うんですけれども、職員の給与については、たしか私の記憶だと一昨年ごろに一律昇給延伸をかけたたりして、生涯賃金に影響

響が出ているというような実態もありますし、今回推進費という形で来るのは、その職員が削減によって不利益をこうむった分等もここで計算されているということを考えると、ちょっと職員に負担がいき過ぎる考え方になるんだと思うんですが、総務課長、そんなことないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 概算の数字では、議員おっしゃるとおり3,500万円くらいの交付税の削減になるんだというふうにつかんでおります。このうち職員部分については、概算で3,100万円ぐらいの減額ということになりますので、全体的には3,500万円に追いつくにはちょうどいいのかというふうには考えております。三役の特別職が今9カ月で約322万円ぐらいの金額になりますので、それからしますと3,400万円強の金額になるというふうに考えていますので、ちょうど数字的には合うというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 特別職も減らすんですか。特別職も減らす条例は出ていませんよね。この関係に沿って減らすという今説明に聞こえましたが、そうではないでしょう。特別職が今減らしているのは、要するに町長以下の判断で、町の財政が厳しいから自分の任期中はこれだけ減らしますよという多分減らし方の部分でやってきたんだと思うんです。今回やる部分というのは、先ほど町長も総務課長も説明したように、そういう話であれば当然応分の負担をする、特別職だけとは言いません。国のこの基準でいけば、非常勤委員等の日当まで含まれています。議員はまた別に法律ができて削減をしています。2.88%ぐらいですか、そういったものを総合的に考えてやるべきなのでないですか。私はそういう部分があるので、職員の負担が大きいのはよく理解できないということで聞いているんです。

ですから、総務課長の言う今まで、今現在やっているのはこうだから特別職も削っているんだよという考え方ではなくて、今回それを職員に求めるのであれば、プラスこれが総理大臣クラスが3%ぐらいですか、そのくらいのもはや自己分たちもやって、議員も一緒にどうですかと。さっき総務委員会で言いましたけれども、やって、これだけを職員に負担してくれないかいというやり方が普通の考え方のような気がするんですけども、違いますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 逆に職員だけで3,500万円ということになると大分大きくなるということもありますので、それを含めて総合的に判断をして2%、4%、6%ということで、今回はお願いしているということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） どういうふうに分けても金額は変わらないのではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） ちょっと意味がよく理解できないんですけども、総額的には交付税が3,500万円ということでございますので、それを全て職員にということになりますと負担が大きくなるというふうに考えますので、全体的に考えて今回の数字で2%、4%、6%ということ考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その比率でやったのが3,000万円ぐらいになるんですよね。そのトータルというのは変わらないんでしょうといった意味なんですけれども、それはいいです。

職員の給料で適正化を図ることは、前から私も主張していますので、決してそれを否定するものではないんです。ただ今回のやり方が町長も言っているように、私たちも多分誰もみんなこんなやり方でやるのは、もしやるとしても忍びないと思っているんです。総務課長も多分そういうふうに思っているのではないかという気がしますが、でも交付税を削減されたことによって住民サービスの低下につながってはいけないという前提で言っているんですよね。多分提案しているんです。それはわかるんです。ただ私が言いたいのは、職員の給与というのは、要するに職員が労働した対価として支払われるべきものですから、そうすよね。そういうふうに考えると、やはり今回の国がこうだから、そこに国が充てるために交付税減らすから、それを町が職員の給料なりそういうものを減らして穴埋めしろよという形でやるのが本来の給与削減の方法として間違っているのかなという理解があるものですから、本来の考え方からすると、今回のやり方が適切とは思えないんです。でも最終的には条例が通ってしまえば、議会でそれを決めてしまえばそれが決まりになりますから、それはオーケーになってしまうんですけども、本当にそのやり方が正しいやり方かどうかというのをちょっとうまく説明していただけますか、総務課長。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 内容等いろいろあると思いますが、先ほど町長の提案理由にもございましたように、交付税削減部分が町民に転嫁されるということについては、問題があるというふうに考えますので、今回の条例の提案ということになっているのでございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと納得ができない説明だったんですが、それ以上多分説明できないだと思いますので、それで結構ですけれども、私がなぜこんなことを言っているかという、途中で交付税を減らすと実際に減らすんだと思うんですけれども、言っているから戸惑っているわけですけれども、工夫次第で住民サービスの低下につながらない形の中で、ある程度の一定額というのは町の80数億円の予算の中で捻出できる、工夫でできる可能性もあるんだと思うんです。それを一律端的にもう職員に求めるというやり方でなくて、もう一つはさっきもちょっと言いましたけれども、特別職も同じように今回について職員に削れといっているんですから、職員一律昇給延伸した上にまた削るわけですね。そういうものを踏まえて、町長も副町長も教育長も一定額をやはり負担する、議員も当然そういった形の中で負担する、ここにある例えば日額報酬をもらうような委員も考える、そういったものも総合調整をした上での最終判断がこういうふうになったというのなら私は文句は言わないです。町長、そういうことをするべきだったのではないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 特別職についてのお話もございましたけれども、特別職につきまして、私ども22年の4月から町長の給与は30%減、副町長が15%減、教育長が10%減ということで、行財政改革に取り組む姿勢を見せて、職員にもご理解を得て、職員定数の計画的削減、あるいは職員給与の見直し等を実施してきたところでございます。

そのような状況が評価をされまして、地域の元気づくり交付金で2,100万円というふうなものが出されてきているところでございます。そのような考えの中で行っているわけでございますので、今回の措置においても、当然特別職の給与の削減等につきましては、22年から行っているものでございますので、効果も出ており、また、町民の皆様にご理解も得て、その評価もいただいておりますというふうにご考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 特別職の給与を削減しているのがこの評価に入っているんですか、企画課長。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 詳細に具体的にはわかりませんので、答弁申し上げられません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） おかしいですね。町長が答弁したんです。それが原課で押さえていない。それを町長が答弁するわけがないでしょう。

私は、先ほど緊急の議案だったので朝行って聞いたときには、職員の定数を削ったり、そういうものの評価がされたからだと聞きましたよね。特別職は入っていないように聞こえましたけれども、企画課長なら把握していると思って確認をしているんです。

もう一度確認しますけれども、本当にそれが含まれているのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。資料がないので多分わからないと思いますので、わからないんですよ。きっと、これ国が勝手に書いてきたんだから、現実には、でも、そういう説明があったように記憶していたので確認しただけです。私が違っているのかもしれませんが。町長が言っているのが正しいのかもわかりません。

ただはっきり言えることは、特別職はさっき言ったようにこういうふう削ってきたけれども、今回は震災の復興財源を生み出すために国税を削るんだと言っている前提からすると、趣旨が違いますよね。あくまでも町長、副町長、教育長は、職員と同じ一定の比率で削る気はないというふうに町長が言ったと解釈でいいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申しあげましたように、やはり特別職の22年からの大幅な給与削減を一つの形として、職員にも浸透、理解をいただき、そして職員の定数の削減、それから職員の給与改正といった行財政改革をそれによりまして進めてまいったのでございます。そういう効果というものも今申しあげましたように、地域の元気づくり交付金等にはね返ってきているところでございますので、今回の措置といたしましては、ご説明いたしましたようなことで決定をしたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長の言っていることは論理的に合わないですか。職員が給与を削減したり、給与の適正化を図ったことによってというのもここに当然入っているんですよ。町長が削ったからこれが2,100万円減るわけではないんですよ。だから何かかこつけていろいろ言っているようですけども、私が要は言いたいのは、今までやってきたものは、町長の判断でみんなに提案してそれがいいでしょうと認められた部分で、全く別のものでしょう。今回は、こういうことでみんなで分かち合いましょうと町長提案しているんですよ。だとしたら、俺たちはこれだけしているんだからいいんだというのではなくて、そこで、そういうことを示す、それは金額は幾らか知りません。さっき言った350万円相当ぐらいが30%になるのかもしれませんが。でも、それにプラス3%とかというのが幾らになるのか

わかりません。でも、その姿勢を見せることが大切なのではないですか。議員もきょうの日程を見ると、この後削減するような提案がなされるような予定になっています。議会議員だって5%削り、期末手当の特別加算というんですか、そういったものも削って、定数も削って、身を削ってきているけれども、まだ私たちもやりましょうと提案する人もいます。そういった状況を見る中で、もうちょっと総合的にほかに削減できる部分も含めて判断をしなければいけないという気持ちにはなりませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどもご説明を申し上げましたような特別職の以前からの努力というものは、町民の皆様にご理解をいただいて、また、評価もいただいておりますので、今回はこのような措置にさせていただくということでございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） バブルが崩壊して以来、景気の低迷ということを受けて、公務員の皆さんに対する給与の削減圧力というのは常に働いていると思うんです。

そういう中で、町も総合計画の中で職員給与の適正化というのを大きな目標として掲げておりますけれども、こういう状況の中で考えれば、適正化というのは給与の引き下げということに考えるのが普通だと思いますけれども、そういう中で、今回は国の方針というか、東日本大震災の復興財源のためにとということで、それを捻出するために、まず国家公務員が身を削りましょうと、ただし地方公務員については、地方公務員法及び法律の趣旨を踏まえて、自主的かつ適切に対応してくださいというふうな物言いでも国がしていながら5,600万円等の交付税を減額しますということで、これは適切に対応しなさいと言いつつも対応できない状況になっていて、やむを得ずせざるを得ないと、不本意ながらと、町長の言葉の中にも不本意という言葉がありましたけれども、それをどこで元気が出る交付金で補っても3,500万円近くが足りないという中でどうするんだいということですから、それで国家公務員が削っているんだという場合、やはりそういう措置がされれば、地方公務員もそうせざるを得ませんねということだと思います。

それで、今回は時限立法ということで、今のあれですと7月から来年の3月ですか、9カ月間ということなんですけれども、私が聞きたいのは、総合計画の中で職員給与の適正化ということ考えると、昔の人の言葉に「ない袖は振れない」という言葉がありますけれども、苦しくなったら余裕があるところから取ってこいというふうな乱暴に言うということな

ので、今回時限立法といいながら、こういうふうに平均で4.7%下げて約3,500万円ぐらいを捻出するというふうに考えると、今後の議論で、来年の3月が過ぎたときに職員給与の適正化というところとどういうふうにこの時限立法の措置が関連するのか、もう一度繰り返しますと、ない袖は振れないという言葉で考えれば、我慢してでもやれるのではないのと、そういう解釈も成り立つわけですね。そうすると、適正化を議論するときに、今回のがどのように関連するのか、その辺を町当局はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 給与の適正化につきましては、前からお話ししてありますとおり、これはこれとして適正化として進めています。今回の措置につきましては、大震災による交付税の削減、捻出のための削減ということでございますので、これは別ものとして考えているということだというように考えています。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 別ものとして考えているということで理解いたしましたので、それで結構です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

5番、山田信行議員。

○5番（山田信行君） ちょっとお尋ねしたいんですが、具体的に今町長のお話の中で三役、いわゆる特別職の皆さんが減額をして、町長が30%、副町長が15%、教育長が10%と、確かにその努力は大変ありがたいというふうに思っていますが、私の考えるところによりますと、公約といいますか、マニフェストに町長がうたったような記憶もあるんですけども、22年からしたということなんですけれども、今回のこの削減の財源をどこへということ考えると、ここにうたってあるように東日本大震災ということで、東日本大震災は23年に起こったわけなんですけれども、22年から執行者の三役の方は減額をしているということなんですけれども、それとはちょっと違うような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員のご質問でございますけれども、先ほどからご答弁をしておりますようなことでございますけれども、やはり特別職というものは、職員の先頭に立って、その課題に対して取り組む姿勢を見せていくのがその立場にあるというふうに考えております。そのようなことから、22年から行っているところでございます。

しかし、今回具体的には災害防災対策というふうなことがうたわれているところでござい

ますけれども、やはり特別職の取り組みによって理解が得られ、そして職員の定数の削減、また職員給与の見直し等が順調に進んでまいったというところでございます。このようなことから、やはり非常に一つの地域元気づくり交付金には、かなりの影響があったと考えておるところでございます。以上のようなことでございます。

また、山田議員におかれましても、このようなことから行財政改革に取り組む姿勢というものをやはり心を一つにして、議員の方にも一つの姿勢をあらわすようなことをやっていただけますと、職員も本当にこれから行政サービスに邁進できるものというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 5番、山田信行議員。

○5番（山田信行君） 先日、所管である総務建設常任委員会にいかがなものかということで振られたわけなんですけれども、議員懇談会の中で、皆さんと14人で検討していきましようということでお願いをしたという経過がございます。そんな中で、まずいろいろなものを削減するのに即職員の給料ということが民間で考えるといかがなものかという発想のもとにちょっとそんな考えで言いました。

また、職員も私たちもともに痛みを分かち合う中で、当然今町長のお話の中に、22年の大幅な三役の特別職の減額をさせていただいているわけなんですけれども、それは十分に評価をするんですけれども、今回もともに一緒に何%とは言いませんけれども、皆さんと一緒に3,500万円を分かち合おうかと、捻出しようかという気持ちがほしいということでお話をしました。

また、職員の方、私たち含めていろいろな方が努力をして身を削る中で、三役の方がそれを削らないというのも町民にとってどんな感じで受け取られるか、その辺もちょっと心配なところでもあります。何とかともにお世話になればというふうに思っているところです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員のお言葉でございます。十分にその趣旨は理解をしているところでございますけれども、今回の措置につきましては、先ほどから説明しているようなところでございますので、その内容を十分にご理解いただきたいというふうに考えております。

やはり特別職と議会一体となって取り組んでいくという姿勢がやはり町の職員全体の士気にも非常に効果があるものだというふうに思っておるところでございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 5番、山田信行議員。

○5番（山田信行君） ちょっと確認をしていきたいんですが、特別職の3名の方が削減をし

ていただいているんですけれども、その辺のことなんですけれども、時限立法ということでされたかどうか、その辺のお話をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、任期中ということで行っております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） この地方公務員の給与費の関係の臨時特例ということで質問をちょっとさせていただきますけれども、先ほど同僚議員から地域の元気づくり推進費のことが出ました。2,100万円というような話の中でです。その算定についてももう少し教えていただきたいんですけれども、説明をもう1回お願いしたいと思うんですが、総務課長、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） まだこれは概算ではございますけれども、内容的には地方公務員の給料削減部分を緊急課題の対応ということで、全国の防災事業及び緊急防災減災事業、それから今の地域元気づくり事業費という3つになるわけでございます。そのうちの一つが地域の元気づくり事業費ということであります。この内容につきましては、今までの……。

（「内容ではなくて、算定」と呼ぶ者あり）

○総務課長（角田輝明君） 算定につきましては、人口と段階補正、それからラスパイレス指数、それから職員の削減数を勘案して、その指数により金額を算定しているということになります。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） ですね。多分基礎額があってそれにプラス人件費の削減努力によって加算されるんだと思うんですね。今言われた人件費の削減努力というのは、ラスパイレス指数と職員数の削減なんですね。この二つですね。ということで、そのラスパイレス指数の中には、特別職の町長、副町長、教育長ですか、それぞれ30、15、10減らしていますけれども、そこにカウントされるんでしょうか。それを教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 細かい数字とかという話はちょっとわかりませんが、概算でございますが、先ほども言いましたように段階補正というのも入っていますので、これについては、地域振興費の段階補正という数字になりますので、この辺の細かいものについて

はわかりませんが、それも一応段階補正も入っているということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） では、ラスパイレス指数については今確認ですけれども、もう一度言いますけれども、特別職の今30、15、10やっているカウントの中に入っているということで間違いありません。ラスパイレス指数をカウントするときにです。入っているかどうかということを確認したんです。それだけです。私は入っていないと思うんです。だから聞いているんです。今、入っているというような話をしたから。細かい数字は要らないです。入っているか、入っていないかだけ教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） ラスパイレスの指数を計算する場合に三役は入っておりません。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） そうすると、人件費の削減努力による加算の部分については、基礎額は別にしても、町長は今までやってこられた30、それから副町長が15、教育長が10%の部分については、このラスパイレス指数の人件費削減努力による加算の部分には入っていないというふうに私は解釈しますので、それでいいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） ラスパイレス指数で行う係数については、入っていないというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 私、総務省から出ているやつをインターネットで調べて、PDFのやつを私きょう資料で持っているんですけれども、この中にはっきり地域の元気づくり推進費の算定というのが出ているんです。人件費削減努力による加算というのは、ラスパイレス指数と職員数の今までの削減した努力、それだっているという、単純になっているんですけれども、これが大きな主要なものかと思っているんですけれども、そういう意味で、今同僚議員が一生懸命言った特別職の30、15、10というような形の部分で今までやっているから今回は入れないよという論理にはならないというふうに思っているんですけれども、どうも町長の話をしていて、この中に少し入っているような意味合いのことを言われたもので、ちょっと違うのかというふうに思っているんです。と思ったので質問をしたわけなんですけれども、何回も言うようであれですが、私は私の中で判断しますので、答えられる範囲で言うだけいただければ結構ですけれども、なければいいです。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今回の削減につきましては、先ほどから話が出ていますように、元気づくり事業費が交付税の削減分から引いた部分の3,500万円についてということでございます。職員のほうにつきましては、先ほどから言っていますように2%、4%、6%ということでございますので、この合計を試算しますと約3,100万円の減額ということになります。ですから、総額的には3,500万円には足りませんが、その部分で今までしています三役の部分約320万円ちょっとを計算に入れてということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 私の地域の元気づくり推進費の算定のことを一生懸命説明させてもらったのは、これはこの町にとってプラスになる部分なんですよ。2,100万円という算定が出ていますけれども、そういうことで確認の意味でさせてもらったんですけれども、その基礎額になる部分には、これに書いてあるんです。はっきりと人口を基本として基礎額を算定すると、今までの地域の活性化の取り組みに必要な財政需要に対して人口を基本として基礎額を算定というのがまず基礎額があって、そのほかに人件費の削減の努力や、また国の給与削減前のラスパイレスの指数ですか、それとの関係でどうかということで加算、職員数の削減なんかも加算というふうなことが出ていたものですから、それは2,100万円ということできると、その中には、私は特別職についてのカウントが努力されて、今まで行財政改革でやってこられた部分が入っているのかというのを確認したかったけれども、私の判断の中では入っていないというふうに思いましたので、それはもうそれでいいと思いますけれども。

それと、足らず目の分については、行政経費の係る部分の削減をどこかで努力するということで、数百万円今の話だと、今までやっている部分を町長、副町長、教育長の分は300数十万円の部分は無視したとしても、400万円ぐらいちょっと、3,500万円の3,100万円ですから残りの部分の400万円という部分がありますけれども、それはどこかのところで行政経費の削減の努力をしてやるということで解釈をしてよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おっしゃるとおりだと思っています。組合との協議においても、当然行政経費の削減について努力していきたいということで協議はされております。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

12番、浦野政衛議員。

○12番（浦野政衛君） 私もこの議案第1号の臨時特例の給与削減というようなことには賛成ではありますが、先ほど同僚議員も何人もなく質問をしています、やはり町のトップ、町長みずからが22年から30%、15%、10%と町の財政状況が厳しいために、町長就任以来削減に踏み切ったんだということをしきりに言っていますけれども、今回は国が特別に時限立法、とにかく復興財源を何とか捻出するために交付税を減らさせてもらいたいんだというふうことを決めたわけですね。それを各全国の自治体、地方にもそれを何とかお願いできないだろうかというふうなことで話がきているわけではありますが、やはり町長が22年から取り組んで町の財政状況が厳しいからというふうなことで削減していることと、今回職員が国の時限立法に伴って国家公務員の削減に伴って、この地方の職員が減額をするというふうなことは、やはり町長、副町長、教育長も30、15、10%削減しているからいいんだというのではなく、今回は9カ月間だけでもさらに協力をしてやるから職員の皆さんも一緒にどうでしょうかと、なおかつまた議会のほうにもどうでしょうかというふうな働きかけがあって、要するに二つの両輪がうまくいくというふうな状況ではないかと思うんです。そういうものが今回の提案には職員だけだというふうなことで、非常にこれはおかしなものでありますので、どうもなかなか賛成できない、減らすことについてはいいんですが、やはり全体が一致団結をして、その復興財源のために交付税を減らされた分も何とかみんなできり抜けていこうではないかと、そういう姿勢が全く見られない、そういうものを申し上げたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

今回、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が制定されたことに伴って、今回、町職員の給与を削減する条例を制定して削減を図る提案が今なされているわけです。厳しい財政状況に加えて、東日本大震災の復興財源に対処するために国レベルで実施することについては、何ら私が異議を唱えるものではありません。

しかし、今回一方的に地方交付税を削減する措置を講じて、事実上、それを地方自治体に押しつけようというやり方は、地方自治の独自性を考えると、私には決して適正なものとは思われません。また、とても理解することができない、これが現実です。

また一方では、多額の復興予算が事実上目的外に使われて返還を求められているケースも

出ており、マスコミをにぎわしている現実もあります。こうした現実を見ていると、当町の場合、職員組合と合意ができたとのことですが、職員については、先ほども言いましたが、一昨年からは給の延伸をする形で、独自に給与の適正化に向けて取り組んでおり、職員の生涯賃金に影響を及ぼしているのが現実なんだと思います。その上、今回のような理由で削減することが現時点で本当に適切かどうかの判断が付きません。

また、国においては、非常勤の委員の日当も含めて特別職の給与を削減することになっていることを考えると、国の意向を踏まえて、仮に町として削減をすぐ実施するのであれば、交付税減額分のほとんどを職員に負わせるようなやり方は、とても適切とは思われません。すなわち特別職も職員も現在削減しているからよしとするのではなくて、非常勤の委員も含めて一緒に負担するのが当たり前ではないでしょうか。

また、住民福祉に影響を及ぼさない範囲の中で経費の削減を図る努力をすることで、交付税の削減額をカバーできる方法もあるものと思われま。よって、どうしても削減を図るのであれば、国が言っているから職員給与でと単純に判断するのではなくて、いろいろな削減方法を検討した上で、最終的に無理がなくバランスのとれた形で総合的に検討して判断すべきだと思います。それがなされていない現時点でのこの提案については理解できませんので、再検討をする必要があると思います。私とすれば、再度その再検討をした結果で、バランスのいい形で削減案を出すのであれば、再提出をしていただく、これを求めたいと思います。

結果的にそうなれば、削減を否定するものではありませんけれども、それが常識的な判断かとそんなふうに私は思います。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、10番、11番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。

この時計でもって、11時10分まで休憩をいたします。

(午前10時57分)

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午前11時10分)

---

◎議案第2号～議案第6号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、議案第2号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第6号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第3号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第5号 東吾妻町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、議案第6号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、吾妻都市計画事業駅北土地区画整理事業により、字の消滅と地番の変更が生じるため、この地域内にあります公共施設の所在地、もしくは位置を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

今回の条例改正は、駅北土地区画整理事業により、7月19日に予定されております換地処分  
分の公告をする地区内、これにつきましては、字をなくし、東吾妻町大字原町5001番地か  
らの通し地番となるため、地区内に位置する都市公園、幼・小・中学校、給食調理場及びい  
わびつ荘の所在地、もしくは位置をそれぞれの番地に改めるものでございます。

また、都市公園条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表の所在地は字で表記されておりますが、これらを番地に改め、1段目のあがつまふれ  
あい公園も表記を統一するため、字大谷以下を代表地番の6441番に改めるものでござい  
ます。

なお、7月19日の公告の翌日から効力が発生するため、施行を7月20日からとしており  
ます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、議案第2号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例に  
ついての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第3号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第4号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第5号 東吾妻町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第6号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議案第7号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第2分団第2部の消防ポンプ自動車の取得について、ご審議願うものでございます。

同分団の消防ポンプ自動車は、平成5年8月に初年度登録をし、20年が経過しようとしております。そのため老朽化が進み、適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため更新するものでございます。

購入につきましては、団本部、役員及び第2分団関係者と協議を重ね、仕様書を作成したものでございます。昨年度第4分団第1部に配備した消防ポンプ自動車と同型のCD-1型の購入でございます。

消防機械器具を扱う3社より見積合わせを執行し、前橋市にあります株式会社佐藤工業所と2,194万5,000円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、物品購入契約の締結について説明させていただきます。

資料といたしまして、消防ポンプ自動車の図面及び見積合わせ比較表を添付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

購入予定の消防ポンプ自動車はCD-1型といいまして、既に第1分団第1部原町地区、第3分団第1部三島地区、第4分団第1部大戸地区、第5分団第3部五町田地区に配備してあるものと同型となっております。今回は、第2分団第1部小泉地区の詰所に配備する予定でございます。

3社の見積合わせにより、契約金額2,194万5,000円で、株式会社佐藤工業所と仮契約しております。

ご議決いただければ本契約をいたしまして、本年10月末までに納入いただく予定でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 先ほど説明の中で、平成5年で20年経過というお話がありましたけれども、現在の町の所有の消防車の台数と、できたら今後10年以内に耐用年数が来るものの台数がもし把握していれば、10年が無理であれば5年ぐらいということで結構ですけれども、わかる範囲で結構です。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今、資料をここに持ち合わせておりませんので、後ほど提出したいと思います。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） ということは、耐用年数を考えれば必ず定期的に2,000数百万円がかかるということなので、財政面からもいろいろ計画的にしないかという観点から質問しましたので、あと資料をいただければそれでお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 1点だけお聞きします。

契約方法で随時契約になっておりますけれども、通常ですと指名競争入札、一般競争入札というのが一般的だと思うんですが、随意契約にしたその理由がありましたら説明をお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 消防自動車につきましては、いろいろな装備等ございますので、明確な単価が決定できませんので、見積もり合わせという形をお願いしております。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 明確な単価が示せないということで見積もり合わせということでの随意契約ということでよろしいんですね。これは問題はないんですね、そういうふうなやり方で。他の町村も多分こういうふうにすると思うんですけれども、こういう形で随意契約で

やっているのかどうか、その辺を確認したいんですが、問題ないですね、このやり方で。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 他町村につきましてはつかんでおりませんが、広域等につきましても見積もり合わせという形で行っているというふう聞いております。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

5番、山田信行議員。

○5番（山田信行君） 消防自動車、大変な高い金額なんですけれども、前町長のときに公用車を一般の方に競売という形といいますか、オークションで売ったようなこともありますけれども、この株式会社佐藤工業さんと落札したわけなんですけれども、この平成5年の消防自動車、これは下取りという形で捉えられているのか、そういったもののインターネットなんかを見ると、よくオークションに消防車はかなり載っていますけれども、どういう形で契約をなされたのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 下取りということにはなっておりません。去年の第4分団のものにつきましても、現在町のほうで持っております。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第8号～議案第11号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採  
決

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第8号 工事請負契約の締結について（東吾妻町給食センター建設工事 建築工事）から、日程第13、議案第11号 物品購入契約の締結について（東吾妻町給食センター厨房機器購入）は一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号、9号、10号、11号の工事請負契約及び物品購入契約の締結につきまして、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

この工事請負契約及び物品購入契約は、東吾妻町給食センター建設工事に係る建築工事、機械設備工事、電気設備工事、厨房機器購入の4契約の締結のお願いでありまして、6月24日の条件付き一般競争入札及び指名競争入札の結果、東吾妻町給食センター建設工事の建築工事につきましては、池原工業株式会社が落札し、請負金額2億2,522万5,000円での契約のお願いと、機械設備工事につきましては、富沢設備株式会社が落札し、請負金額1億6,852万5,000円での契約のお願いと、電気設備工事につきましては、角田電気工事株式会社が落札し、請負契約9,345万円での契約のお願いと、厨房機器購入につきましては、総合厨房設備株式会社が落札し、物品購入額8,925万円での契約のお願いでございます。工期につきましては、それぞれ議決をいただいた日から平成26年3月28日までを予定しております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

それでは、4工事に分かれておりますが、一括して概要について説明させていただきます。まず、議案第8号の建築工事でございますが、添付されております説明資料1をごらんい

ただきたいと思います。

東吾妻町給食センター新築工事の建築工事概要図になっているかと思えます。

表紙をはぐっていただきますと、まず1ページがあるかと思えますが、1ページをごらんいただきたいと思えます。

1ページにつきましては、案内図と位置図になっております。

次の2ページ目が1階の平面図ということになってございます。図面に向かって左上の網目部分が玄関ということになっております。玄関を入りますと事務室というふうになります。基本的な動線につきましては、図面に向かって左側から材料が搬入されて、右側へと作業が流れていき、図面右側から仕上がった給食が配送車へ搬入されて各学校へ運搬されるということになります。

次の3ページ目をごらんいただきたいと思えますが、2階の平面図となっております。

ここにつきましては、主に作業員の休憩室、トイレということになっております。

次の4ページ目につきまして、建物の立面図となっております。図面上段の南立面図につきましては、旧第一小学校側から見た立面図ということになります。その下の東立面図につきましては、吾妻川方面から見た立面図ということになります。

次の5ページ目をお願いしたいと思えますが、5ページ目の立面図で図面上段につきましては、北立面図につきましては、原町方面から見た立面図ということになります。下の段の西立面図につきましては、国道145号線側から見た立面図ということになります。

これら建築に関する工事一式につきまして、落札した池原工業株式会社と請負金額2億2,522万5,000円で契約の締結をお願いするものでございます。

続きまして、議案第9号の機械設備工事でございますが、説明資料2の機械設備工事概要図をごらんいただきたいと思えます。

この図面につきましては、1階と2階の衛生設備の図面を添付させていただきました。機械設備工事につきましては、主に室内の空調、換気設備関係工事と屋内外の給排水、衛生機器、蒸気設備等の給排水衛生設備工事になります。また、各器具の基礎工事となる機械基礎工事が主な工事となっております。これら機械設備に関する工事一式につきまして、落札した富沢設備株式会社と請負金額1億6,852万5,000円で契約の締結をお願いするものでございます。

続きまして、議案第10号の電気設備工事でございますが、説明資料3の電気設備工事概要図をごらんいただきたいと思えます。

この図面は、1階と2階の電灯設備の図面を添付させていただきました。電気設備工事につきましては、主に高圧受変電設備や配電盤、照明器具等が主なものでございます。これら電気設備に関する工事一式につきまして落札した角田電気工事株式会社と請負金額9,345万円で契約締結をお願いするものでございます。

続きまして、議案第11号の厨房機器購入でございますが、説明資料4の厨房機器設置概要図をごらんいただきたいと思います。

この図面は、1階の厨房機器の配置図を添付させていただきました。主な厨房機器につきましては、回転釜やオープン、フライヤー、フードスライサー、シンク、冷蔵庫、食器保管機等、調理に必要な厨房機器ということでございます。厨房機器一式を落札した総合厨房設備株式会社と物品購入金額8,925万円で契約締結をお願いするものでございます。

なお、工事工期につきましては、4件とも議決をいただいた日から平成26年3月28日までを予定しております。

以上、4件の契約について説明させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 議案第11号の厨房機器の購入の関係なんですが、契約の相手方のこの総合厨房設備株式会社さんでございませうけれども、当町とのかかわりというか、今までにあるんでしょうか。初めてのご契約かどうか確認したいんです。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 多分初めてになるかと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 議案第8号、9号、10号、11号、東吾妻町給食センター建設工事、この中の建築工事と機械設備工事、電気設備工事、厨房機器購入ということで、約6億円弱ですか、この契約なんですけれども、給食センターについては、特別委員会の付託事項になっていて、その前に設計のプロポがあって、それから前の定例会だったですか、用地のところの予定している社会体育館の廃止、それから使用料に関する条例の改正があったと、今回は、臨時議会で工事請負契約の締結ということで4件やりました。

そうすると、一連の流れの中でいうと、条例の改正が残されているということで、前にも

質問をされた議員の方がいらっしゃいますけれども、たしかそのときは12月定例議会、私の記憶があれなんですけれども、要するに一番後だということで、たしか説明を受けたと思うんですけれども。議会は住民から選ばれた議員によって構成して、住民の意思を代表するという形で議決に加わるわけなんですけれども、最も大事な議決というのはいろいろあるんでしょうけれども、一般的には一番多く言われているのが予算の議決権、承認するかどうか、それから条例の制定、改正、この二つであるというふうに言われております。

そういうこの一連の流れの中で、住民の皆さんの意向がどこに出てくるんだと、私の持論は、主権者は住民の皆さん、決めるのは住民であるということからいうと、中学校統合問題については、議会が主体となって住民アンケートを実施しましたけれども、それはいろいろな形の統計数字が出ましたけれども、いろいろな数字が出ていて、各議員それぞれの解釈があるようです。ただこれを見ていると、住民の皆さんの意思が、民意がどこに反映しているんだと、どこの場面で出てきたんだというところで、条例については、それぞれの考え方があるようで、使用の供用に供するときと、契約を提携するときといろいろとタイミングがあるようですけれども、私が勉強した限りは、例えば反対が予想されるものについては、混乱を避けるために事前に先に条例をやるべきだと、逆に言うと、もし条例を改正しないで、この今の流れで締結をすると、もしでき上がったときもう引き返せない時点で条例改正案が出たときに、これは仮の話ですから、反対多数になるとその建物が使えなくなると、可能性の話ですから、そんなことねえだんべといえればそれまでの話なんですけれども、可能性の話からいするとそういうことも起こり得る、ですから、これほど20年、30年使う6億円近いお金がかかるものをこういう進め方で、民意を問わない形で進めていいのかというのが私の正直なところでは。

ですから、今回工事契約が可決されれば、あとは条例のみと、可決されれば工事が始まるわけですから、建物をつくっていくわけですから、そういう事実がどんどん積み重なっていけば、条例は単なる形式的に後で出すという形になると、意思決定機関である議会を意思決定のできない場になってしまうと、その前に意思決定したからいいだんべといえればそれまでの話なんですけれども、どうも手続きから見るとどうもルールが全然外れているというふうに私は考えざるを得ません。

中学校統合のときも若干順序が違いましたけれども、民意というのはそれぞれ賛否両論もあれば、あるいは角度によって解釈が違いますから、100人が100人賛成、100人が100人反対ということは絶対あり得ない話なんですけれども、そういう中でもしっかりした説明をし

て、大筋の合意を得て、そういう形で進めて民意を問うて順番を踏んで、そういう形で進めるべきだという観点からすれば、今回の進め方については、非常に問題ありというふうには認識しております。

配送計画等もいろいろ議論がありますけれども、特別委員会でも、まだ審議の途中でございます。条例でないから締結だから別だという話でなくて、一連のステップを踏んでいくわけですから、事実上これが決まれば決まりなんですよね。そういうことからいうと、余りにも議会の議決権という住民の意思を代表する意思決定機関のあれを何て表現したらいいんでしょうか、軽視しているというか何というか、もっと違う言い方があるかもしれませんけれども、あとは一番は、学校に通う子供たちが毎日食べる給食について、しっかりした議論がまだ尽くされていないのではないかと、建物は半永久的ですから、20年、30年後にもそこに存在するわけですよね。生徒数の減少ということを考えると、さまざまな議論をもっと尽くさなければいけないと、なぜ急ぐんだと、それは素朴な疑問として抱く人が多いと思います。

ですから、今回は工事契約の内容等ということですが、事実上、条例改正と同じというふうには私は受けとめております。ですから、工事契約の入札等も議会には知らされないといったらあれですけれども、しっかりした日程も踏まえないままで入札が終わりましたと、締結なので承認くださいという形は、先ほどは国のやり方が乱暴だと言いましたけれども、当町のこの進め方も非常に乱暴であると思います。だから乱暴かどうかというのは人によって受けとめ方が違いますが、一番大事なのは、しっかり民意に問うてない、その手続を踏んでいない、そのところが私は一番問題だと思いますので、質問という形なんですけれども、その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食センターにつきましては、補正予算の中でご審議をいただきました。そのときには、建設場所につきましてもお示しをいたしまして、ご審議をいただいたところでございます。そして、ご議決をいただきました。

また、建設予定地の矢倉地区の住民の皆様にも説明会を開いて、ご承認をいただいたところでございます。また、中学校統合等の特別委員会におきまして、建設予定地の岩一小体育館取り壊しにつきましても、ご承認をいただいた経緯がございます。

このようなことから、一連の議会の皆様のご議決、ご承認をいただきながら進めてきたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） そうすると、今、体育館の取り壊しと使用料条例の廃止があたかも給食センターとして認めたということの一つの操作であるというような物言いですけれども、そのとき決めたときは、あくまでも別であると。純粹にもう老朽化して危険なので取り壊すんですよというのが、大義名分だったと思います。適地として、推測すればそういうことになるんでしょうけれども、危険だからというのが大義名分だと私は思っています。

ここでお聞きしたいのは、有利な交付金、補助金があるので、文科省の基準でいうと、1,500食ぐらいあれば、面積はこのくらいで基準ですからいろいろな解釈があるんでしょうけれども、たしか3億円ぐらいだったと思います。そういう中で、有利な交付金があるから、今やらなければ損だぜと、損だぜという言い方ではないですよ。有利な交付金を今使うチャンスであるということがひとつ言われたと思いますけれども、では、6億円のうちに交付金で賄えるのは幾らなんでしょうか。なるべくわかりやすくお願いいたします。有利な交付金です。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 現在ここに資料を持ち合わせておりませんので、この場での答弁は、ちょっとできません。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） そうすると、プロポーザルで次点と比べると、約1億8,000万円より高いものを採用したという中で、先ほど皆さんの給与の削減ということで議論がありましたけれども、それはなぜかという、財政が厳しいと、給与削減しなければ福利厚生のところにも影響が出るから涙をのんで身を削るんだという議論というか理屈だったと思います。

そういう中で、当町の財政を考えると、155億円の町債残高があって、利息だけでも5億円近いものを毎年払うと。もしその6億円のうちにまた町債を起債するということであれば、新たにそれに加えるわけですよ。総合計画の中では、借金体質の改善というふうに言葉ではうたっておりますけれども、現実の行動が別なんではないですか。財政が厳しければ機能はしっかり備えてもそんなぜいたくという言い方があれでしょうけれども、そんなみんながすごいねとうらやむような施設をつくる必要はないのではないですか。だから、総合計画でうたっている理念と取り組み姿勢と現実の行動が余りにも違い過ぎる。

それから、もう一つは、住民が誇りを持って暮らす町づくり、住民参加の町づくり、それも第1章でうたっていますよね。では、この6億円という給食センターをつくるときに、保護者の皆さん、現場の皆さんの声を、町民の皆さんの声をしっかり聞きましたか。どうい

形で聞いたんですか。私はそれを聞きたいと思います。町長、お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、総合計画の中で、既にウエット方式からドライ方式へ転換をして給食センターを建設をするというふうなことでうたわれておりました、そのようなことから、これにつきましては、その方向に向かって進んできたところでございます。そのようなことで、議会の皆様にも総合計画等の段階でお認めをいただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 今回は工事計画の締結ということなので、そこからちょっと離れて恐縮なんですけれども、この締結の議決する意味というのは非常に大きいので、実質条例改正と同じくらいというふうに私は受けとめております。そういう面で、いろいろなことを質問をいたしました、私たちは、いずれ20年、30年後にはいないわけなんですけれども、後の世代の人たちがあの給食センターの建物を見て、果たして立派な決断をしたと言ってくれればいいんでしょうけれども、こういう今までの経緯の議論、経緯を見ていると、私はそういうふうには思えない、回答は結構ですけれども、ぜひしっかり主権者である住民の皆さんの声を反映する形のあれをお願いいたします。回答は結構です。

以上で終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

5番、山田信行議員。

○5番（山田信行君） 私も指名競争入札が6月24日に行われて、きょう議決されるということなんですけれども、それについては依存はありませんけれども、ただこれが認められるということは、今の同僚議員がおっしゃったように、条例改正というような本当に重たい議決かというふうに思っています。

そんな見地から、27年4月に原町地区に新しい統合中学校ができるということで、もうスタートを切ったわけなんですけれども、中学校・小学校・幼稚園を含めて、60%の東吾妻町の子供たちが原町地区に寄るということですよ。それは数字的にも事実です。

また、そんな中で給食センターが矢倉にできるということで、どうして自校方式で隣に隣接できないのか、非常に私としてはちょっと考えられない、いろいろな世論を聞いても、何とかいろいろな用地的な問題もあると思いますが、原町の新しい統合中学校のそばにつくるべきではないか、少なくとも20年、30年運び続けるということを考えれば、その辺の経費

を考えても原町ではないかというふうに思います。

もう一つは、これから避けて通れないであろう、論議はされていませんけれども、小学校の統合ということも考えていかなければいけないかというふうに思っています。それが個人の考えですけれども、太田かもしれないし原町地区かもしれない、中心ということから、そんなような考えの中で、やはり自校方式でしっかり精査をして考えていかなければならないというふうに思って意見を述べさせていただきました。町長、それについて何かご意見をいただければ。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいまの件でございますけれども、自校方式でやったらどうかというふうなご意見もございます。これにつきましても、総合計画の中にやはり自校方式から給食センターへということが盛り込まれておりまして、議会におきましてご議決をいただいたということでございます。

また、原町中学校を自校方式で給食をやったらどうかということでございますけれども、給食センターの建設が必要になったのは、やはり幼稚園・小学校・中学校の給食を賄う各校での給食調理施設が非常に老朽化をしているということもございます。原町に自校方式ということになれば、各幼・小につきましても自校方式を続けるということございまして、その老朽した施設も改修費用もかかってくるというふうなことでございます。

そのようなことから、大局的に見て給食センターをつくるのがいいだろうということで、総合計画にも入っているところでございます。小学校の統合等も見据えて、これから十分にこの点も考えていくわけでございますけれども、現在のところ、何校にするかというふうなものは出ておらないところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） もう一度ちょっと教育課長にお尋ねしますけれども、この動線ですよ。内部の動き方なんですけれども、プロポーザルの段階では動線計画も出すようにとあってありましたけれども、この資料の中では動線が載っていないんですけれども、この動線計画がなぜついていないのかと、あと課長がおっしゃった動線はどう動いているのかというのをもう一度説明願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 添付の２ページ目が平面図になっているかと思えますけれども、向かって左側から材料が運び込まれまして、右へ向かって調理等をしながら右のほうへ流れていくということで、今回のこの計画もできているということでご理解願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ９番、金澤敏議員。

○９番（金澤 敏君） 左から入って右のほうへ移って行って、またプラットホームが左にあるんですから、プラットホームのほうへ出ていくという、そういうことと判断してよろしいんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 左のほうにプラットホームとありますが、ここにつきましては、材料等が入ってくるようになります。そこからだんだん右のほうへ流れていきまして、一番左のコンテナ室の脇のところが出ていくところなんですけれども、そこから車に乗せて出ていくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ９番、金澤敏議員。

○９番（金澤 敏君） すみません。私の勘違いでした。プラットホームのほうは回収のプラットホームだということで、配送室は右のほうにあるということなんですけれども、では一番最初に私がちょっとお聞きした、プロポーザルの段階で動線計画を出すようにと言ってあったのに、ここの資料についていないというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 今回の図面につきましては工事の契約の締結ということで、工事の図面をつけさせていただきましたので、動線の流れのところまでは入っていないということでご理解願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ９番、金澤敏議員。

○９番（金澤 敏君） きょうは、そういう契約のほうの議案ですからわかりました。ということはどっかにあるということですよ。きょうはつけませんでしたけれども、あるということでしたら、中学校統合等特別委員会をまだ行っていきますので、ぜひ早急に出していただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 特別委員会もまだ開かれているようでございます。前にもいろいろな図面等は提示しておりますが、また検討させていただきますが、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） ９番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 検討しますではなくて、この動線の流れをつかみたいということがあるので出してくれということなので、よろしくをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） そのとおりに承りましたので、また後日お願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

この時計でもって1時まで休憩にします。

（午後 零時00分）

---

○議長（橋爪英夫君） 会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（橋爪英夫君） 質疑のある方。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

そもそも現時点でこの議案を提出すること自体が適正を欠いていると思われる、そういうふうに考えています。それを踏まえて、自由討議をさせていただきたいと思っています。

給食調理場建設問題に関しては、昨年、議会の行財政改革促進特別委員会で建設場所の見直しが求められ、その後設置された中学校統合等対策特別委員会に調査・研究が付託になり、現在21回目の委員会が開催され、真剣に検査・研究が進められています。

その中で、町の計画に対して特に具体的に指摘されているのが建設場所が矢倉地区が適地とはいえないのではないか、建設面積や建設工事費が過大過ぎるのではないか、配送計画が学校給食法に基づく基準をクリアできないのではないかの3点だと思っています。給食調理

場の建設場所は、町の中央部で、規模の大きな学校に近接する場所が適地であることは言うまでもありません。また、建築面積が国の補助基準面積483平米に対して、1,384平米も必要だとは思われませんし、これから8年程度で食数が3分の2程度になることを考えればなおさらだと思っています。

この要因は、設計のプロポーザルの際に面積欄が空欄になっていた、業者の面積や工事費の質問に上限も下限もなく、希望金額もないといった趣旨の回答をしたことが過大な面積につながった可能性として否定できないものと考えています。

さらに極めつけが調理の仕上がり時間の定義を適切に解釈していなかったことから、町が示した配送計画の説明では、給食法の基準の2時間以内の摂食が守れない調理品が日常的に出てしまうことが想定されます。すなわち今回の契約案件の根幹にかかわる内容について確信が持てるような町の説明ができていないことから、適正かどうかの判断ができていないのが現実です。

せめて給食調理場運営規則に定める運営委員会で、小学校等の再編も視野に入れて、学校給食にとって何がベストなのかという視点で、設置の形態、運営方法、運営経費、建設規模、建設場所、さらに建設時期等について総合的に検討していれば、今ごろこうした指摘を受けることはなかったものと思われれます。

このまま計画を進めれば私は町民理解が得られず、将来に禍根を残す施設になってしまうことが心配されます。議会としての調査・研究が済んでいないこの段階で、今回の提案を出すことは、とても適当とは思われません。

地方自治法には、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、条例により必要な教育機関を設置することができるかと規定されています。

今回、町が建設を進めている給食調理場は、教育財産としてこれらの法律の規定に準じて、当然のことながら給食共同調理場設置条例に位置づけなければなりません。まして、現在条例に位置づけられている4施設を1施設にする重要な変更をするのであれば、それで進めてよいかどうかを条例により位置づけて正式に決定をしておくことは絶対条件だと思われれます。

その証拠に5月30日の臨時会では、学校設置条例を改正し中学校統合を正式決定した後に校舎改築工事の契約案件が提案され、可決されていますので、町として正しい手順は理解できていました。ところが今回は、調理場建設にかかわる契約の議決を求めているのになぜかその前提となる条例改正案が事前に提案されて可決されていません。すなわち今回この議案

が先に出ることは、統合の案件と違って町の議決を求める手順が間違っていると云々を  
得ません。

地方自治法や町の財務規則には、法令に反しない範囲で契約や支出負担行為をすることが  
求められていることを考えると、今回のケースは、契約の前提条件が整っていないものと思  
われます。町行政は、法令に基づき執行されるのが大原則であることは言うまでもありませ  
んから、条例改正がなされていない今回の契約案件を認めることは、議員みずからが条例主  
義を否定し、議会の権能を放棄することにつながるものと判断されます。

については、今回の提案を審議する以前の問題がクリアできていないことから、私としては  
到底賛成することはできません。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に議案第8号 工事請負契約の締結について（東吾妻町給食セン  
ター建設工事 建築工事）の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、6番、10番、11番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第9号 工事請負契約の締結について（東吾妻町給食センター建設工事 機械  
設備工事）の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、6番、10番、11番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第10号 工事請負契約の締結について（東吾妻町給食センター建設工事 電気設備工事）の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、6番、10番、11番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第11号 物品購入契約の締結について（東吾妻町給食センター 厨房機器購入）の採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、6番、10番、11番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、発議第1号 東吾妻町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例についてを議題といたします。

提出者は、趣旨説明を願います。

11番、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） それでは、東吾妻町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の趣旨説明をいたします。

国は国家財政が厳しい中、既に国家公務員の東日本大震災復興財源に充てる予算捻出のため、7.8%の国家公務員給与の削減を実施しております。

国家公務員の人件費削減は、平成24年4月から平成26年3月末までの2年間としております。

国会では、3月に地方公務員給与の原資になる平成25年度の交付税の減額を明記した改正

地方交付税法が成立をし、5月15日には、地方交付税の減額を反映した平成25年度予算が成立をしたところでございますが、地方公務員の人件費削減を平成25年7月から来年の26年3月までの期間限定として、地方公務員の人件費削減を強く要請をしてきました。地方公務員の給与については、各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき、みずからが決定することであり、国が関与すべき問題ではありません。大変この問題は憂慮すべきことでもあります。

しかし、地方交付税が減るのに給与を減額をしなければ、ほかの行政経費を削減しなければなりません。町民に対する行政サービスを低下しないように努めることは、私は必要であると思います。

国の要請による地方公務員給与の引き下げの是非を判断する中で、みずからの議員報酬についても減額するかどうかについて、この東吾妻町議会としての態度表明をすべきであると思います。

この議員報酬の減額は、臨時的特例であり、恒常的な措置ではありません。国の要請と地方交付税減額に対処するものであります。国の要請する対象者が一般の地方公務員にとどまらず、特別職である議員にも関係することでもあります。どうするか判断をしなければならぬと考えます。

今回の削減は、議会が町の行財政改革の一環として今まで取り組んできた議員定数の見直し削減や恒常的な議員報酬の削減とは異なるものであります。国が要請していることは、地方自治体に対する強制的なやり方で問題を残すものであります。あってはならない国の政策であると言わざるを得ません。しかし、現実には、国は法律で地方交付税の人件費分の削減を決定して、地方自治体に地方公務員の給与の削減を要請しています。そうしたことを踏まえ総合的に判断しますと、町職員の給与引き下げとともに、議員報酬についても、議員みずから削減をすべきと思います。

具体的な削減案として申し上げますが、町職員の平均引き下げ率に相当する4.72%を係数として計算をしまして、1,000円未満を端数処理して算出をいたしました。今回の特例条例の議員報酬月額、現在の報酬額より、議長1万4,000円、副議長、常任委員長、議会運営委員長1万1,000円、議員1万円の月にしての減額でございます。

期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間でございます。これによりまして、総額133万2,000円、議員1人当たり約9万5,000円を削減するものであります。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額には、この議員報酬額は適用しませ

ん。

趣旨をご理解をいただき、議員各位のご賛同をいただきたいと思います。

以上で趣旨説明といたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

先ほど議案第1号の自由討議で申し上げたとおりの考え方と同じです。

町長は、職員の給与削減をするほか、経費の削減等に対応できるということであり、特別職の削減は今回しないという判断をしているようです。もし仮に今回の削減を実施するのであれば、議員だけが勝手に先行するのではなくて、町とも協議していろいろな経費削減策等を検討した上で、議員としての削減の分担を算出してそれから実施すべきではないかと考えています。みずから削減すべきと考える姿勢を否定するものではありませんが、先ほども申しましたように、現時点での実施については、賛成することはできません。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

4番、樹下啓示議員。

○4番（樹下啓示君） 先ほど議案第1号で職員給与の臨時特例の条例が可決されました。そ

ういうことから鑑みますと、やはり町と議会は車の両輪であるという考え方の中で、やはり痛みを分かち合うという意味で、この特例について賛同をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(橋爪英夫君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、9番、10番、11番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長(橋爪英夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成25年第3回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 1時23分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 委 員 須 崎 幸 一

署 名 委 員 浦 野 政 衛

署 名 委 員 一 場 明 夫